

発議第 2 号

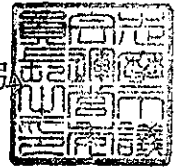
志摩市議会議員定数条例及び志摩市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月17日 提出

志摩市議会議長 濱口三代和様

提出者 志摩市議会運営委員会
委員長 山下



令和3年3月17日 可決

志摩市議会議員定数条例及び志摩市議会委員会条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例

志摩市議会議員定数条例及び志摩市議会委員会条例の一部を改正
する条例(令和2年志摩市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち志摩市議会委員会条例第2条第2項の表を次のように
改める改正規定のうち同表中「及び農業委員会」を「、農業委員会
及び消防本部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

志摩市議会委員会条例(平成16年志摩市条例第222号)新旧対照表

現行	改正後 (案)																								
<p>(常任委員の所屬、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p>	<p>(常任委員の所屬、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定数</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務産業常任委員会</td> <td>9人</td> <td>政策推進部、総務部、市民生活部、産業振興部、建設部、上下水道部、出納室、議事事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び農業委員会</td> </tr> <tr> <td>教育厚生常任委員会</td> <td>9人</td> <td>健康福祉部、教育委員会及び病院事業部の所管に関する事務</td> </tr> <tr> <td>予算決算常任委員会</td> <td>18人</td> <td>予算及び決算に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	名称	定数	所管	総務産業常任委員会	9人	政策推進部、総務部、市民生活部、産業振興部、建設部、上下水道部、出納室、議事事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び農業委員会	教育厚生常任委員会	9人	健康福祉部、教育委員会及び病院事業部の所管に関する事務	予算決算常任委員会	18人	予算及び決算に関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定数</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務産業常任委員会</td> <td>9人</td> <td>政策推進部、総務部、市民生活部、産業振興部、建設部、上下水道部、出納室、議事事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び消防本部の所管に関する事務並びに他の常任委員会に属さない事務</td> </tr> <tr> <td>教育厚生常任委員会</td> <td>9人</td> <td>健康福祉部、教育委員会及び病院事業部の所管に関する事務</td> </tr> <tr> <td>予算決算常任委員会</td> <td>18人</td> <td>予算及び決算に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	名称	定数	所管	総務産業常任委員会	9人	政策推進部、総務部、市民生活部、産業振興部、建設部、上下水道部、出納室、議事事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び消防本部の所管に関する事務並びに他の常任委員会に属さない事務	教育厚生常任委員会	9人	健康福祉部、教育委員会及び病院事業部の所管に関する事務	予算決算常任委員会	18人	予算及び決算に関する事項
名称	定数	所管																							
総務産業常任委員会	9人	政策推進部、総務部、市民生活部、産業振興部、建設部、上下水道部、出納室、議事事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び農業委員会																							
教育厚生常任委員会	9人	健康福祉部、教育委員会及び病院事業部の所管に関する事務																							
予算決算常任委員会	18人	予算及び決算に関する事項																							
名称	定数	所管																							
総務産業常任委員会	9人	政策推進部、総務部、市民生活部、産業振興部、建設部、上下水道部、出納室、議事事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び消防本部の所管に関する事務並びに他の常任委員会に属さない事務																							
教育厚生常任委員会	9人	健康福祉部、教育委員会及び病院事業部の所管に関する事務																							
予算決算常任委員会	18人	予算及び決算に関する事項																							
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>																								